

公立大学法人埼玉県立大学職員兼業規程

平成 22 年 4 月 1 日

規 程 第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成 22 年規則第 22 号。以下「就業規則」という。）第 38 条の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の職員の兼業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「兼業」とは、兼業に対する報酬及び交通費等（以下「報酬等」という。）の有無にかかわらず、職員が事業を営み、法人の職以外の職を兼ね、又はその職務以外の事業若しくは業務に従事することをいう。

2 この規程において「営利企業」とは、商業、工業、金融業等、利潤を得て、これらを構成員に配分することを主目的とする企業体で、商法上の会社のほか、法律によって設置される法人等で主として営利活動を営む団体をいう。

3 この規程において「教員」とは、就業規則第 2 条第 2 項に規定する教授、准教授、助教及び助手をいう。

(営利企業の兼業)

第 3 条 営利企業の兼業は、原則として許可しない。ただし、次に掲げる兼業については、理事長の許可を受けて従事することができる。

一 教員が技術移転事業者の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員等（以下「役員等」という。）を兼ねる場合（以下「技術移転兼業」という。）

二 教員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合（以下「研究成果活用兼業」という。）

三 教員が株式会社又は有限会社（以下「株式会社等」という。）の監査役を兼ねる場合（以下「監査役兼業」という。）

四 営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねる場合（以下「営利企業の事業以外の兼業」という。）

五 教員の研究内容が社会の発展に貢献すると理事長が特に認める場合

(技術移転兼業)

第 4 条 この規程において、「技術移転事業者」とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であって、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第 52 号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定大学技術移転事業（大学等技術移転促進法第 5 条第 2 項に規定する承認計画に係るものに限る。）を実施するものをいう。

2 理事長の許可を受けて技術移転兼業を行う教員は、兼業の状況について、次の各号に掲げる事項を 1 年ごとに理事長に報告しなければならない。

一 氏名、所属及び職名

二 技術移転事業者の名称

三 技術移転事業者の役員等としての職務内容

四 技術移転事業者の役員等としての職務に従事した日時等

五 技術移転事業者から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由

3 理事長は、技術移転兼業の終了した日から 2 年間は、当該技術移転兼業に従事した教員を、技術移転事業者との間に物品購入等契約関係その他特別な利害関係等（以下「特別な利害関係等」という。）がある業務に従事させてはならない。

(研究成果活用兼業)

第5条 この規程において「研究成果活用企業」とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他団体であつて、教員の研究成果を活用する事業（以下「研究成果活用事業」という。）を実施するものをいう。

2 理事長の許可を受けて研究成果活用兼業を行う教員は、兼業の状況について、次の各号に掲げる事項を1年ごとに理事長に報告しなければならない。

- 一 氏名、所属及び職名
- 二 研究成果活用企業の名称
- 三 研究成果活用企業の役員等としての職務内容
- 四 研究成果活用企業の役員等としての職務に従事した日時等
- 五 研究成果活用企業から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由

3 理事長は、研究成果活用兼業の終了した日から2年間は、当該研究成果活用兼業に従事した教員を、研究成果活用企業との間に特別な利害関係等がある業務に従事させてはならない。

(監査役兼業)

第6条 理事長の許可を受けて監査役兼業を行う教員は、兼業の状況について、次の各号に掲げる事項を1年ごとに理事長に報告しなければならない。

- 一 氏名、所属及び職名
- 二 株式会社等の名称
- 三 株式会社等の監査役としての職務に従事した日時等
- 四 株式会社等から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由

2 理事長は、監査役兼業の終了した日から2年間は、当該監査役兼業に従事した教員を、株式会社等との間に特別な利害関係等がある業務に従事させてはならない。

(営利企業の事業以外の兼業)

第7条 営利企業の事業以外の兼業は、当該職員の職務に密接な関係があり、法人の公共的・社会的役割を全うする上で必要と認められる職を兼ねる場合又は事業若しくは業務に従事する場合で、次に掲げる兼業について、これを許可することができる。

- 一 営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与するものではない場合
- 二 法人が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- 三 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環として考えられる場合
- 四 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び研究開発をいい、技術開発を含む。以下同じ。）を行う場合
- 五 法令（条例を含む。）で学識経験者から意見聴取を行うことが義務づけられている場合
- 六 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- 七 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- 八 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合
- 九 その他理事長が必要と認める場合

(自営の兼業)

第8条 自営の兼業は、当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものである場合を除き、これを許可しない。ただし、職員が農業等の事業又は不動産若しくは駐車場の賃貸の事業を営む場合はこの限りでない。

(営利企業以外の兼業)

第9条 営利企業以外の兼業は、次に掲げる兼業について、当該職員の職務に関連がある場合又は当該職員の能力若しくは技能の社会的な還元が認められる場合、若しくは法人の公共的・社会的役割を全うする上で必要と認められる場合で、かつ当該職員の職務の執行に支障が生じないと認められる場合は、これを許可することができる。

一 教員が、教育に関する事業又は事務の非常勤の職を兼ねる場合（以下「教育に関する兼業」という。）

二 教員が、国、地方公共団体に設置されている審議会等の非常勤の職を兼ねる場合（以下「行政機関の兼業」という。）

三 職員が、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人）の非常勤の職を兼ねる場合（以下「独立行政法人の兼業」という。）

四 職員が、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、放送大学学園、公益社団法人及び公益財団法人（以下「公益法人」という。）等及び法人格を有しない団体の非常勤の職を兼ねる場合（以下「営利企業以外の団体の兼業」という。）

（教育に関する兼業）

第10条 教員が、次の各号に掲げる教育に関する兼業に従事するときは、これを許可することができる。

一 公立、私立、国立大学法人及び公立大学法人の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学及びこれらの教育施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務（庶務又は会計の事務に係るものを除く。以下同じ。）に従事する職を兼ねる場合

二 公立又は私立の図書館、博物館、公民館又は青年の家その他の社会教育施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合

三 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の職員のうち、専ら教育事務に従事する職を兼ねる場合

四 国会、裁判所、国の省庁、公営企業体又は地方公共団体に附置された機関又は施設の職員のうち、専ら教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職を兼ねる場合は、これを許可しない。

一 公立、私立、国立大学法人及び公立大学法人の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長を兼ねる場合

二 公立又は私立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合

三 教育委員会の委員を兼ねる場合

四 国会、裁判所、国の省庁、公営企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は施設の長を兼ねる場合

五 大学等の入学試験の準備を目的として設置若しくは開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を兼ねる場合

（行政機関等の兼業）

第11条 教員が、次の各号に掲げる行政機関等の兼業に従事するときは、これを許可することができる。

一 法律、条例等により国又は地方公共団体に設置されている審議会等の職を兼ねる場合

二 国又は地方公共団体、公益法人が必要に応じて設置する調査研究等のための会議等の職を兼ねる場合

三 国又は地方公共団体、公益法人から委嘱を受けて行う講演その他これらに準ずる発表等を行う職を兼ねる場合

2 前項第二号において、国又は地方公共団体、公益法人が当該調査研究等の業務を営利企業又は営

利企業以外の団体（以下「営利企業等」という。）に委託している場合に、当該営利企業等が設置する会議等の職を兼ねるときは、同号の職を兼ねる場合に準じて、これを許可することができる。

（独立行政法人の兼業）

第12条 職員が、次の各号に掲げる独立行政法人の兼業に従事するときは、これを許可することができる。

- 一 独立行政法人に置かれる審議会等の委員を兼ねる場合
- 二 前号のほか独立行政法人が必要に応じて設置する職を兼ねる場合

（営利企業以外の団体の兼業）

第13条 職員が、営利企業以外の団体の兼業に従事するときは、次に掲げる職を兼ねる場合を除き、これを許可することができる。

- 一 医療法人及び社会福祉法人の理事長又はこれに準ずる役員（以下「理事長等」という。）並びに病院長（医療、療養機関の長を含む。）を兼ねる場合
- 二 学校法人及び放送大学学園の理事長等並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の理事長等を兼ねる場合
- 三 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、公益法人等及び法人格を有しない団体（以下「公益法人等」という。）の理事長等を兼ねる場合

2 前項第3号の規定にかかわらず、次に掲げる公益法人等の理事長等を兼ねる場合は、これを許可することができる。

- 一 国際交流を図ることを目的とする公益法人等
- 二 学会等学術研究上有益であると認められ、当該職員の研究分野と密接な関係がある公益法人等
- 三 学内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類するものの公益法人等
- 四 育英奨学に関する公益法人等
- 五 産学の連携・協力を図ることを目的とする公益法人等
- 六 その他教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする公益法人等で、著しく公益性が高いと認められるもの

（兼業の許可）

第14条 兼業をしようとする職員は、兼業先の企業、団体等からの兼業依頼書（様式第1号）を添付して兼業従事許可申請書（様式第2号）を法人に提出し、許可を受けなければならない。

2 理事長は、審査の上、許可又は不許可を決定し、兼業通知書（様式第2号下段）により通知しなければならない。この場合において、第3条第1号から第3号までに掲げる兼業については、兼業審査会の議を経るものとする。

3 不許可の場合は、兼業通知書に不許可の理由を付さなければならない。

（許可期間）

第15条 兼業の許可期間は、原則1年以内とする。ただし、法令等に任期の定めがある職に就く場合は、当該任期を限度として許可することができる。

2 前項の許可期間は、更新することができる。

（兼業の許可基準）

第16条 兼業は、次の各号のいずれにも該当する場合はこれを許可する。

- 一 兼業に従事することにより、職務の遂行に支障が生じないこと。
- 二 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと
- 三 職員の職務と許可を受けようとする事業若しくは業務又は地位との間に特別な利害関係が生じないこと。
- 四 兼業により、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 五 兼業により、法人及び職務上の機密が漏洩しないこと。
- 六 兼業により、法人の信用を傷つけ、又はその不名誉とならないこと。

(勤務時間の取扱い)

第17条 兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外とする。ただし、理事長が必要と認めたものについては、勤務時間内に行うことができる。

2 公立大学法人埼玉県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成22年規程第27号。以下「勤務時間等規程」という。）第10条に規定する裁量労働適用対象職員（以下「裁量労働職員」という。）が兼業に従事した場合、兼業するために要する時間はみなし労働時間に含めないものとする。

(兼業時間数の制限)

第18条 第16条の規定により許可する兼業の従事時間数は、原則として、1週間につき8時間以内（1週間につき8時間を超える場合で理事長が特に必要と認める場合は1月につき32時間以内）とする。また、年間（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の総従事時間数は、300時間を超えてはならない。ただし、理事長が特に必要と認める場合には、この時間数を超えて、兼業に従事することができるものとする。

2 第9条第2号に規定する行政機関の兼業に従事する時間及び日数は、前項の従事時間数及び次条の兼業日数に含めないものとする。

3 週休日及び休日の兼業に従事する時間及び日数は、第1項の従事時間数及び次条の兼業日数に含めないものとする。

4 兼業箇所までの通勤時間は、第1項の従事時間数に含めないものとする。

(兼業日数の制限)

第19条 1月の勤務日に従事できる兼業日数は、公立大学法人埼玉県立大学職員研修規程（平成22年規程第29号）第7条に規定する学外研修と合わせて、8日以内とする。

(届出による兼業)

第20条 職員は、次に掲げる各号のいずれかに該当する兼業については、第14条の規定にかかわらず、兼業依頼書を添付して兼業従事届出書（様式第3号）を理事長に提出することをもって、従事することができる。

一 1日限りの兼業の場合

二 短期間（連続して1週間以内で終了するもの。）で、総兼業時間数が8時間以内の兼業

(兼業の許可の取消し等)

第21条 理事長は、この規程により許可した兼業が、第16条に規定する基準に適合しなくなった場合は、その許可を取り消し、適合しないおそれがあると認める場合は、兼業を制限することができる。

2 この規程により兼業を許可されている職員が、休職することが適当と認められた場合には、その許可を取り消す。

(兼業の報告)

第22条 理事長は、必要に応じて、許可を与えた職員に対して、兼業の実施状況の報告を求めることができる。

(兼業審査会)

第23条 第14条第2項に規定する兼業審査会は、次に掲げる委員で構成する。

一 理事長

二 副理事長

三 事務局長

四 副学長

五 学部長

六 研究科長

七 研究開発センター長

八 地域連携センター長

九 その他委員長が必要と認める者

- 2 兼業審査会に委員長を置き、理事長がその職務を行う。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を担う。
- 4 兼業審査会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 5 兼業審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない
- 6 兼業審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員が兼業従事の許可申請に係る申請者である場合には、委員として会議に出席し、又は議決に加わることができない。
- 8 兼業審査会において審査する事項は次に掲げるものとする。
 - 一 技術移転兼業の許可
 - 二 研究成果活用兼業の許可
 - 三 監査役兼業の許可
 - 四 その他理事長が必要と認める事項
(兼業先の業務に従事する届出)

第24条 職員は、許可を受けた兼業先の業務に従事しようとする場合は、公立大学法人埼玉県立大学職員服務規程（平成22年規程第24号）第8条第2号に規定する学外服務整理簿を法人に提出しなければならない。

第25条 削除

(兼業従事許可台帳の整備)

第26条 法人は、職員ごとに、次に掲げる項目を記載した兼業従事許可台帳を整備するものとする。

- 一 職員の氏名、所属名及び職名
- 二 兼業先及びその職名
- 三 兼業の期間
- 四 報酬等の額
- 五 許可年月日
- 六 兼業先の業務に従事した年月日
(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、職員の兼業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際、この規程の施行日前において既に職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年埼玉県条例第38号）第2条第3項に基づく承認、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項に基づく許可、又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項に基づく承認を受けた場合は、この規程により許可を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

兼 業 依 頼 書	
年 月 日	
公立大学法人埼玉県立大学理事長 様	
団体・法人名	
代表者氏名	
貴法人の下記職員に兼業を依頼したいので、承認いただきますようお願いいたします。	
兼業従事者	埼玉県立大学 所属 職名 氏名
従事する職務	役職名 職務内容
兼業期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
従事形態	☐ 毎 曜日 時 分 から 時 分 まで ☐ （年・月・週・期間内）につき 回 1回当たり 時間 ☐ その他（ ） 1回当たり 時間
報酬等	報酬 ☐ 無 ☐ 有 （月、日、時間、回）につき 円 その他（ ） 交通費 ☐ 無 ☐ 有 （1回 円） ☐ 報酬に含む
従事先の所在地	
法人担当者	部署 氏名 連絡先
承諾書の有無	☐ 有 （別紙様式 ・ 任意様式 ） ☐ 無

上記項目の記載があれば、依頼元の独自の様式でも可

兼 業 通 知 書		年 月 日
下記の兼業を（ 許可 不許可と ）する。		
記		
兼 業 先		
兼業期間		
（不許可の場合の理由		）
公立大学法人埼玉県立大学理事長		

決裁権者							
兼 業 従 事 届 出 書 年 月 日 公立大学法人埼玉県立大学理事長 様 届出者 所属 職名 氏名 次のとおり兼業に従事したいので、公立大学法人埼玉県立大学職員兼業規程第 2 0 条により、届け出ます。							
新規・更新の別	☐ 新規 ☐ 更新						
兼 業 先	団体名 所在地					兼業先の設置形態	
						☐ 営利企業 ☐ 教育機関 ☐ 国又は地方公共団体 ☐ 独立行政法人等 ☐ その他 ()	
従事する職務	役職名						
	職務内容						
従事日・時間	☐ 1 日限り ☐ 1 週間以内（総兼業時間数 時間）						
	年 月 日 ()		時 分	～	時 分	（通勤時間 時間）	
	年 月 日 ()		時 分	～	時 分	（通勤時間 時間）	
	年 月 日 ()		時 分	～	時 分	（通勤時間 時間）	
	年 月 日 ()		時 分	～	時 分	（通勤時間 時間）	
	年 月 日 ()		時 分	～	時 分	（通勤時間 時間）	
報 酬 等	報 酬 ☐ 無 ☐ 有 (月・日・時間・回) につき					円	
	報酬総額					円	
	その他 ()					)	
	交通費 ☐ 無 ☐ 有 (単価)					円	